

最近の他議会の取組事例

令和 7 年度及び令和 8 年度における都道府県議会での取組をいくつか例示すると次のとおりである。

<広報・広聴費>

- インターネットを利用した情報発信を行った場合、充当対象の動画又は投稿を特定できる資料を領収書と共に提出することとした（富山県議会）
- 政務活動とそれ以外の議員活動が特定できない場合、按分率の上限を 1/2 とした（愛媛県議会）
- 広報紙発行前の事務局への確認を手引に明記、充実に適さない内容例示（政党活動、後援会活動等）（長崎県議会）

<事務所費>

- 事務所費に係る規定の整備（事務所の火災保険料、除雪費、警備委託料）（山形県議会）
- 事務所状況報告書に、事務所費の按分率が 100% の場合、政務活動以外の活動を行う事務所名と住所を記載するよう様式変更（福井県議会）

<事務費>

- 備品購入の場合に写真添付票の提出を規定（福井県議会）

<その他>

- 物品購入における取得ポイントの取り扱いを規定（宮城県議会）
- 政務活動費の支出に伴い取得したポイントについて、政務活動費に利用するよう努めることを明記（鳥取県議会）
- キャッシュレス決済における実費を合理的に示すことができる資料を提出することで充当可能とした（長崎県議会）
- 政務活動費の書類作成から議長提出までの事務作業を効率的に行うためのオンライン申請システムを導入（埼玉県議会）